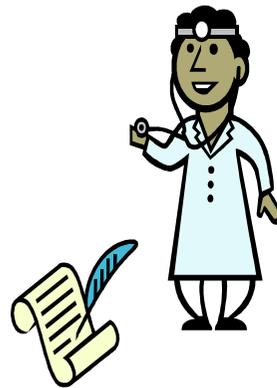
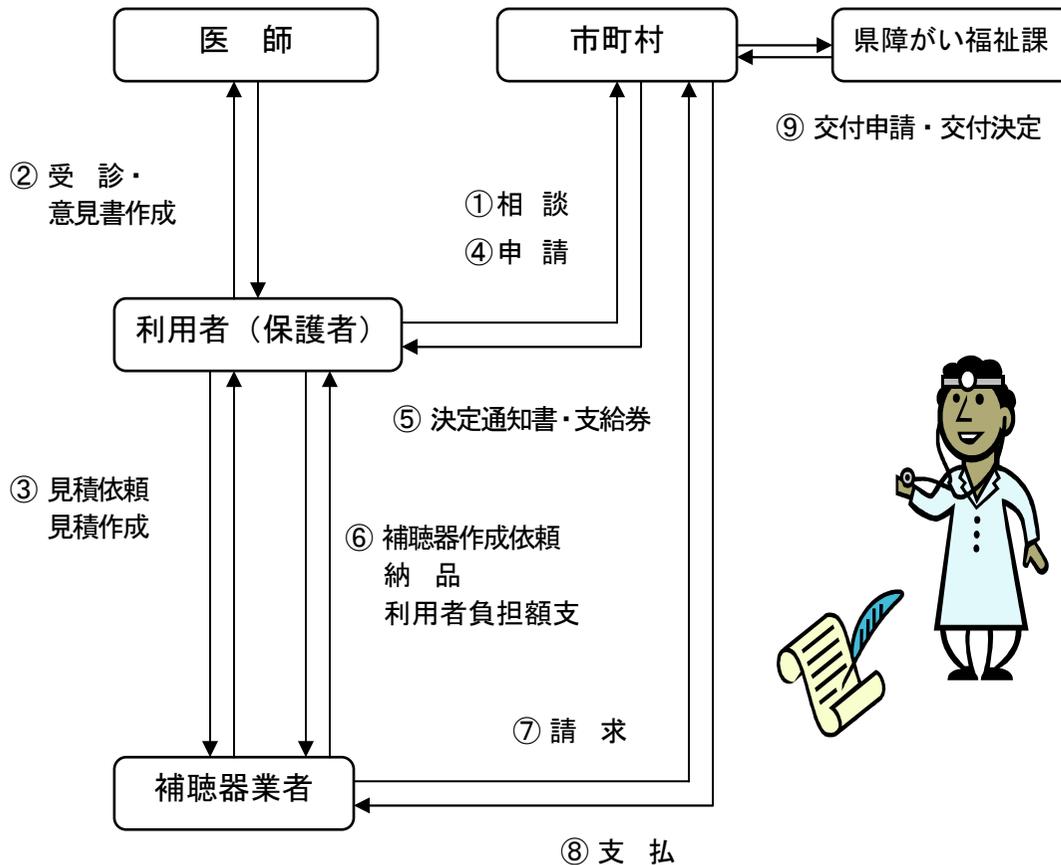


山形県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

<フロー図>



事業の実施主体は、市町村となります。
各市町村により、実施時期、必要書類等が異なる場合があります。詳しくは、各市町村障がい福祉担当課にお尋ねください。

①	市町村へ相談	利用者は、居住する市町村へ実施時期、必要書類等を確認し、医師意見書、申請書類等の様式の配布を受けます。
②	受診 意見書作成	利用者は、医師の診察（聴力検査等）を受け、補聴器装用に関する医師意見書の交付を受けてください。 ※医師意見書の費用は利用者負担となります。 ※指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法第15条指定医師に、受診及び医師意見書の記載を依頼してください。
③	見積依頼 見積作成	利用者は、補聴器業者に医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。
④	申請	利用者は、市町村へ下記の書類を提出してください。 【提出書類】 ア 申請書 イ 医師の意見書 ウ 見積書 エ 課税証明書 オ その他市町村が必要と認める書類
⑤	支給決定	市町村は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は利用者に決定通知書、支給券等を送付します。
⑥	補聴器作成依頼 納品 利用者負担額支払	利用者は、決定通知書、支給券等を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。 納品後、利用者負担額を業者へ支払うとともに支給券を渡してください、
⑦	請求	補聴器業者は、請求書に支給券を添付し、市町村へ公費負担額を請求してください。
⑧	支払	市町村は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を補聴器業者へ支払います。
⑨	交付申請 交付決定	県は、市町村に対して公費負担額の一部を補助します。